

さいたま市施設修繕に係る競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 この心得は、市の発注する施設修繕の契約に係る指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者が熟知すべき事項について、法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(入札等の通知等)

第2条 入札の日時、場所その他必要な事項を記載した通知書（以下「指名通知書」という。）を指名した有資格者に通知するものとする。

(参加資格等の取り消し)

第3条 指名を受けた者（以下「入札参加予定者」という。）が、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加資格又は指名は取り消すものとする。ただし、特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年5月1日制定）又はさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年3月20日制定）に基づく入札参加停止の措置を受けたとき。
- (5) さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年5月1日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けたとき。
- (6) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 入札参加予定者又はその者の代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者（以下「入札参加予定者等」という。）が、次のいずれかに該当する者になった場合についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(入札保証金の納付等)

第4条 入札に参加しようとする者は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号。以下「契約規則」という。）で定めるところにより、入札保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしなければならない。ただし、指名通知書の定めるところにより入札保証金を免除される者については、この限りでない。

(入札の延期等)

第5条 妨害、不正行為又は入札参加者の連合その他入札を公正に執行することができない事由を生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し、又は入札を取りやめることがある。

(入札に参加できない者)

第6条 入札参加予定者等が、当該入札の執行を妨害したときは、当該入札に参加することができない。

(入札の執行)

第7条 入札者（当該入札期日における入札に関する権限を有する者であって、入札書を提出するために入札場所に入室する者をいう。）は、指名通知書に定める入札期日及び時刻に指名通知書に定める書類を持参のうえ、入札場所に集合しなければならない。

2 入札場所に入室することができる者は、指名通知書において定めがある場合を除き、入札者又は開札の立会いに関する権限を有する者（以下「入札参加者等」という。）に限るものとする。

3 入札参加者等は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 委任状（当該入札期日における入札に関する権限又は開札の立会いに関する権限を委任された者が入札場所に入室した場合に限る。）

(2) 前号に掲げるもののほか指名通知書に定める書類

4 指定の時刻に遅れた者の入札場所への入室は認めない。

5 入札参加者等の入札執行途中での退室は認めない。

(入札書に記載する金額)

第8条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、別に指示等がある場合を除き、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

(入札)

第9条 入札者は、契約規則、さいたま市施設修繕に係る競争入札参加者心得、さいたま市施設修繕請負契約基準約款、仕様書、図面、設計図書及び指名通知書の記載事項並びに現場を熟知のうえ、入札しなければならない。

2 入札者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印（押印はあらかじめ使用印鑑として

本市に届け出た印鑑に限る。) のうえ、封書にして入札箱に投入しなければならない。

3 入札者は、前項の入札書の提出のときに、発注者が内訳書の提出を求めていた場合は、当該入札金額見積内訳書を提出しなければならない。

4 入札者は、必要があるときは、入札書を提出する前には、次に掲げる書類を提示しなければならない。

(1) 所定の入札保証金若しくはこれに代わる担保の納付又は免除を証する次に掲げる書類

ア 入札保証金を納付したとき	領収書の控え
イ 入札保証金に代わる担保を納付したとき	保管有価証券受領書の写し
ウ 入札保証保険契約を締結したとき	保険証券の写し
エ 入札保証金の免除決定を受けたとき	結果通知書

(2) 前号に掲げるもののほか、指名通知書に定める書類

5 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者等が連合し、若しくは不穏な行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び入札金額見積内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(入札書の書換等の禁止)

第10条 入札者は、一度提出した入札書の書換え、引換え及び撤回をすることはできない。

(入札者が1人の場合の取扱)

第11条 入札時において、入札に参加する者の数が2者に満たないときは、入札を執行しないものとする。

(郵便による入札書の提出)

第12条 郵便による入札を認められている場合において、郵便による入札書を提出するときは、封書した入札書及び第9条第3項及び第4項各号に掲げる書類を指名通知書に定めるところにより郵送しなければならない。

(入札の辞退等)

第13条 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

2 入札を辞退するときは、次の各号に定めるところによる。

(1) 入札執行の前であっては、入札辞退届を入札執行者に直接持参又は郵送(郵送については入札日の前日までに到着するものに限る。)により行うものとする。

(2) 入札執行中であっては、入札辞退届を入札執行者に直接提出するものとする。

(開札)

第14条 開札は、指名通知書に定めるところにより、入札参加者等の立会いのもとに行

う。

2 開札のとき、当該入札に係る入札参加者等が入札場所にいない者がある場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。

(入札の無効)

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札書による入札
- (2) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札
- (3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (4) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (6) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到達しなかった入札
- (11) 明らかに連合によると認められる入札
- (12) 指名通知書において定めた提出書類を提出しない者がした入札又は虚偽の提出書類を提出した者がした入札
- (13) 郵便（入札の方法として市長が指定したものを除く。）、電報、電話及びファクシミリによる入札
- (14) 金額を訂正した入札書による入札
- (15) 最低制限価格を設定している場合において、当該金額に満たない入札

(落札者の決定)

第16条 落札者は、予定価格の110分の100の価格の制限の範囲内で、有効な入札のうち、最低の価格の入札をした者とする。

(くじによる落札者の決定)

第17条 落札とすべき同額の入札が複数あるときは、直ちに当該入札をした入札参加者等にまず落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

2 前項のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者等が入札場所にいないとき又はくじを引かないときは、これに代って当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第18条 初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果の発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。

2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、再度入札に参加することができる者がいないときは、再度入札を行わない。

4 再度入札は1回限りとする。

(不調時の取扱い)

第19条 再度入札によってもなお落札者がいないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結することができる。

2 再度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、前項の規定による随意契約の相手方となることができない。

(公正な入札の確保)

第20条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

(入札結果等の通知)

第21条 落札者を決定したときは、その旨を当該落札者に対して口頭又は文書にて通知する。

2 前項の通知が落札者に到達した日から7日以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、落札決定は効力を失う。

3 落札者とされなかった入札参加者から請求があったときは、速やかに次に掲げる事項を書面（当該記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により通知する。

(1) 落札者が決定したこと

(2) 落札者の氏名及び住所

(3) 落札金額

(4) 当該請求を行った入札参加者が落札者とならなかった理由

(5) 当該請求を行った入札参加者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由

(入札保証金の還付)

第22条 入札者は、落札者が決定したとき又は再度入札によってもなお落札者がいないときは、入札保証金の還付を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、落札者の入札保証金の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

- (1) 契約を締結するまでは、還付の請求をすることができない。
- (2) 納付すべき契約保証金があるときは、これに充当する。
- (3) 第21条第2項の規定により落札決定が効力を失ったときは、没収する。

(契約書作成及び契約の確定)

第23条 落札者は、契約書に記名押印のうえ、さいたま市施設修繕請負契約基準約款、仕様書又は必要に応じて図面、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して、2通作成し、袋とじ（又は製本）にして提出しなければならない。

2 契約は、市長（市長から契約締結権限の委任を受けた者を含む。）及び契約の相手方が契約書に記名押印したときに確定する。

(契約保証金)

第24条 落札者は、契約規則の定めるところにより、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしなければならない。ただし、指名通知書の定めるところにより契約保証金を免除される者については、この限りでない。

2 契約保証金は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）とする。（入札保証金を納付したときは、その差額とする。）

3 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、受注者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

(異議の申立)

第25条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、設計図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成23年5月24日から施行する。

附 則

この心得は、平成25年10月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この心得は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この心得による改正後のさいたま市施設修繕に係る競争入札参加者心得の規定は、この心得の施行の日以後に締結する施設修繕契約について適用し、同日前に締結した施設修繕契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この心得は、令和元年10月1日から施行する。